

京都市告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
第51条の19第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定
一般相談支援事業者を指定しました。

令和4年12月8日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人世光福祉会（理事長 新井 純）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市伏見区桃山町泰長老175番地

3 事業所の名称

障がい児・者相談支援センター「いまじん」

4 事業所の所在地

京都市伏見区桃山町泰長老175番 シャルム世光101号室

5 指定する事業の種類

地域移行支援、地域定着支援

6 指定年月日

令和4年12月1日

7 事業所番号

2630982003

(保健福祉局障害保健福祉推進室)